

国立国会図書館に対する功労者への感謝状の贈呈に関する内規

(昭和五十七年五月二十一日国立国会図書館内規第四号)

改正 平成 十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号

同二十六年三月 七日同

第三号

(目的)

第一条 この内規は、国立国会図書館（以下「館」という。）並びに行政及び司法の各部門の支部図書館の職員以外の者で、館の業務の運営に顕著な貢献があつたものに対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈を受ける者の範囲)

第二条 感謝状の贈呈は、館の業務の運営に関し、特に顕著な貢献があつた者に対して行う。

(贈呈の方法)

第三条 感謝状の贈呈は、館長が授与して行う。

(感謝状の様式)

第四条 感謝状の様式は、館長が定める。

(副賞)

第五条 感謝状には、副賞を添えることができる。

(贈呈の期日)

第六条 感謝状の贈呈は、その都度行う。

(内申)

第七条 部局の長、関西館長又は国際子ども図書館長は、感謝状を贈呈するに値すると認める者があるときは、その旨を館長に内申するものとする。

(贈呈の事務)

第八条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務部人事課で行う。

附則

この内規は、昭和五十七年五月二十一日から施行する。

附則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年三月七日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成二十六年四月一日から施行する。